

行事鈔六十家攷 (一)

佐 藤 達 玄

一 はじめに

唐代仏教の繁栄に伴つて国家的な仏教行事も次第に華麗になり、国費の負担は急速に増大した。これに反して寺院所有の広大な荘園と、徭役免除の特権を有する僧尼の増加は、国庫収入の減少となつて現われた。教団の繁栄と共に仏教徒の破戒行為は目に余るものがあり、識者の批判の声はするどく、悪事を追求することを怠らなかつた。それはやがて唐中葉の武宗（八四一—八四六）によつて断行された会昌の廢仏事件として具体化した。

陽・長安を陥れた黄巢は自ら皇帝と称した。しかしそれも東の間のことで、僖宗の中和四年（八八四）に節度使李克用（五代後唐太祖）に亡ぼされた。この黄巢の大乱は前後十年に及び、唐朝の権威も地に墮ち、民意も離反し、ついに哀帝の天祐四年（九〇七）に唐は滅亡した。

唐の滅亡から宋の建国（九六〇）までの五十余年間に、北シナの汴京（開封）あるいは洛陽に都した後梁（九〇七—九二二）・後唐（九二三—九三五）・後晋（九三六—九四六）・後漢（九四七—九五〇）・後周（九五一—九五九）の五王朝が興亡をくり返した五代時代がある。南シナには唐末から各地に群雄が割拠し、五王朝の支配下に属することを嫌つて、独立した藩鎮政府によつて統治された。群雄の拠つた国々は吳（江蘇）・南唐（南京）・吳越（浙江）・閩（福建）・荆南（湖北）・楚（湖南）・南漢（廣東）・北漢（太原）・前後蜀（四川）等の国々である。総じてこの時代は下剋上の傾向が強く、群雄はたえず機会を

狙う不安定な政状が続いた。

ここで考察する諸律師たちも、安史の乱から会昌の廢仏、五王朝の興亡と、打続いた北シナの戦禍を避けて、平和で経済的にも安定した淮水以南の地へと移動し、支配階級たる門閥貴族の信望をえて布教に従事し、道心堅固な持戒持律の生活は、よく為政者の帰依をかちとることができた。霸權争奪に命運をかけた当時の不穏な社会にあっては、厳しく自己を律する如法な出家者が尊敬されたことは歴史の物語るところであり、律僧の活躍もこうした時代の要請に応えたものとして受け止めるべきであろう。

二

智首律師の伝承する律学に基本的立場を求めた道宣(五九六一六六七)は、その著「四分律刪繁補闕行事鈔」を著わして、四分通大乘の律学を形成し、中国出家教団所依の律藏としての権威を獲得したのである。行事鈔は道宣の生存中から注目された著作であり、寂後でも依然として教界に流布し、今日に至るもその研究者は後を絶たないのである。このことは道宣が小乗の四分律をいかに大乗的に会通させたかの原点を探求する上で、きわめて興味ある問題を投げかけていることによるものであると思われる。

凝然は「伝律図源解集」上で、

如_二行事鈔_一七十三家互作_二記解_一、自界他方俱致_二承奉_一。
といつて、行事鈔の研究者が七十三家もいたことを伝えてい
る。また宋代の慧顥が集録したものを唐招提寺の戒月が改録
した「行事鈔諸家記標目」には六十二家とし、知仁の「鈔
記」十巻が行事鈔註解書の最初であるとして、

諸家著_レ記以_レ師為_レ始、係_ニ所謂六十家之外_一矣。

と註し、また靈徹の「行事鈔引源記」二十一巻についても、
右一部、唐会稽雲門寺靈澈律師述、亦係_ニ六十家之外_一矣。⁽²⁾

と記している。したがって知仁・靈澈二師の著述は六十家以外のものとみていて、また戒月のあげる六十二家のうち、道深の「鈔記」と無外の「行事鈔持犯四果章記」以外の六十家は、凝然の「律宗瓊鑑章」があげたものと同じである。また江戸時代の元禄二年(一六八九)慧堅が撰述した「律苑僧宝伝」があげている六十家も、戒月・凝然説を継承したものであることは明らかである。境野博士もこの六十家は凝然の記録に基づいて本邦の学者によつて称えられてきたことであろうといつている。⁽³⁾

さて、いうところの六十家とは、その伝によると唐代より宋代にかけて活躍した律僧たちであり、かれらの著書の性質からみて、南山律の伝統が忠実に継承されていて、しかもその著述がその時代に大いに引用されたことを伝えている。三学の一つとしての戒学が、在家佛教的性格を濃厚に現わして

きた中世以降の教団においても、依然として重視されていたことが窺われる。それと同時に、仏教の命脈を日常の威儀作法を通じて、持続しようとする護法的立場が堅持されていたことが知られる。いまその六十家を表示するに当り、諸律師の学系や法系の上から、つぎのように分類することができ

る。

〔註〕

(1) 大日本佛教全書卷一〇五・十七頁

(2) 大日本統藏經第一輯第七十套第二冊、九九頁

(3) 支那佛教史講話下巻七十九頁

行事鈔六十家一覽表

律師名	法系	生卒年代	地域	撰述書名	出典
(一) 道宣律師門下					
1 唐西明寺大慈					
2 唐玉泉寺恒景		六四一—七三	京兆	行事鈔記	
3 唐曇勝					
4 唐融濟					
5 唐崇福					
6 唐道深					
7 唐崇聖寺靈寧					
同(名)	蒲州(名)	同	荊州	行事鈔當陽記	
同(名)	泉州	湖州	同	行事鈔記	
同(名)	刪補鈔約四卷	行事鈔西河記	行事鈔記	行事鈔記	
同(名)	律鈔科約四卷	律鈔義記五卷	律鈔科約四卷	律鈔義記五卷	
義	義	義	義	義	義

12 唐	11 唐	10 唐	9 唐	8 唐	7 唐	6 唐	5 唐	4 唐	3 唐	2 唐	1 唐	9 唐	8 唐	
慧常	弁常	唐興寧寺義宣	惟倩	清法	志相	唐開元寺曇一	智蟾	法儼	法興	志明	周律師門下	唐開元寺道恒	唐	唐
杭州	常州	潤州				越州	蘇州	杭州	富陽記十卷	古今記	記十卷	行事鈔記	或二卷	
記六卷	記七卷	折中記	集正記	闕要記十卷	會昌記	發正記	支硎記	富陽記十卷	円成記十卷	今古記十卷	行事鈔記	記一篇・輕重訣		
瓊名標	律六標	瓊名	律六標	瓊名標律六	瓊名	宋伝十四	同	瓊名標律五	瓊名標律五	瓊名標律五	同	名・標・律五		

6 唐竜興寺清徹	5 唐雙林寺志鴻	4 唐曇慶	3 唐乾素	2 唐通玄寺常進	1 唐慧照寺省躬	(三)道恒律師門下	16 唐招隱寺朗然	15 唐禪定寺義威	14 唐法華寺玄儼	13 唐大覺				
蘇州							三 十四 七 七 七	三 十四 七 七 七	三 十四 七 七 七	杭州				
鍾陵							潤州	杭州	越州	杭州				
事鈔集義記二十卷	搜玄記二十卷	後堂記四卷	通玄記六卷	通元記	順正記	行事鈔順正記十卷	行事鈔古今決十卷	鈔記六卷	輔篇記六卷	輔篇記十卷	華嚴記十四卷	鈔批十四卷	記若干卷	瓊律六
宋伝十六標	瓊名標	瓊名標	瓊名標	標	瓊名	標•律六	標•律六	瓊名	瓊名標	瓊名標	義律五	義律六	名標	瓊律六

(七)慧則律師門下	2 後梁西明寺	1 後梁大善寺	(六)玄暢律師門下	2 唐從志	1 唐總持寺玄暢	(五)慧正律師門下	4 唐開元寺丹甫	3 唐仲平	2 後梁全禮	1 唐德圓	9 唐智瓘	8 唐廣雄	7 唐衡嶽寺曇清	一 八 五
慧則	元表													
京兆	越州	京兆		京兆			越州	湖州	同	秀州				
集要記十二卷	鈔義記五卷		繼宗記	事鈔顯正記十卷	顯正記		鈔記	鈔記	長水記	行事鈔記	鈔記	記解	顯宗記	瓊名標
律八	義•瓊•名•標	瓊•標•律八	瓊•標•律七	瓊•名•標•律七	瓊•名	標•律七	瓊名	瓊名	瓊名•標•律七	瓊名•標•律八	瓊名	瓊名•標•律七	瓊名•標•律七	瓊名•標•律七

1 後梁	2 後梁	3 漢千仏寺希覓	1 後唐	2 後唐	3 宋
慧密	徽猷	希覓	無外	景霄	德殷
(八) 守言律師門下	(八) 守言律師門下	(九) 法崇律師門下	1 宋	2 宋	3 宋
八六一	八六一	九九一	處雲	(處雲の弟子)	處雲
錢塘(律 標)	錢塘(律 標)	杭州	杭州	杭州	杭州
温州(名)	杭州(名)	杭州(律)	杭州	杭州	杭州
		持犯四果章記	持犯四果章記	持犯四果章記	持犯四果章記
		簡正記十七卷	簡正記十七卷	簡正記十七卷	簡正記十七卷
		同	二十卷	二十卷	二十卷
		手鏡記	手鏡記	手鏡記	手鏡記
上元記	龜鏡記	瓊名・標・律八	瓊名・標・律八	瓊名・標・律八	瓊名・標・律八
		增輝錄二十卷	增輝錄二十卷	增輝錄二十卷	增輝錄二十卷
		靈芝(標)	錢塘(標)	錢塘(標)	錢塘(標)
同	同	杭州(名)	台州(名)	台州(名)	杭州(名)
十六卷	十四卷	資持記十二卷	會正記十二卷	集解記十二卷	集解記十二卷
		(標十二卷)	(標十二卷)	正言記十卷	正言記十卷
				音義指歸三卷	音義指歸三卷
				瓊・名・標・律八	瓊・名・標・律八
				義・瓊・標・律八	義・瓊・標・律八
				瓊・名・標・律八	瓊・名・標・律八
				瓊・名・標・律八	瓊・名・標・律八
標	義	瓊・名	瓊・名	瓊・名・標・律八	瓊・名・標・律八
義	瓊	名	名	標	標

右の表にしたがつて行事鈔の研究が各地でどのように行われたか検討を加えたい。

(一) 道宣律師門下

三

道宣律師（五九六—六六七）の門弟や法系に属する大慈（京兆）、恒景（泉州）、曇勝（荊州）、融濟（蒲州）、道深（泉州）、

崇福・靈寧・智海・法琳(湖州)等が弘律活動に専念した地域は、陝西省長安から河川沿いに北シナの戦乱の地を逃れて

南下し、湖北省揚子江北岸の荊州に根拠地を定めた。そして更に揚子江を下って建康を経由して、潤州を中心に教線を展開し、さらに東南方へと運河沿いに浙江省の湖州から越州へと進出し、道俗の信仰に導かれて、福建省の清涼山近くの要港泉州まで、多くの文化都市に戒律重視の気運を盛り上げた。表示した九名が活躍した時期は、七世紀半ばより八世紀初頭にかけてである。以下道宣門下の弘律活動を検討しよう。

(1) 唐西明寺大慈律師

凝然の「律宗綱要」は、

南山大師門人甚多、新羅智仁初作_ニ鈔記、大慈律師亦作_ニ鈔記。⁽¹⁾

といい、また唐招提寺の戒月は「行事鈔諸家記標目」の中で、古来の註釈家六十二人をあげ、智仁の「行事鈔記」十巻を最初に掲げて

右一部唐京兆光明寺智仁律師著事鈔一出諸家著_レ記以_レ師為_レ始、係_ニ所謂六十家之外_一矣。
といい、ついで「行事鈔引源記」二十一巻を掲げて、

右一部唐会稽雲門寺靈澈律師述、亦係_ニ六十家之外_一。

といつてある。

なお戒月は前記の二人を除いた六十家を数え、その最初に

行事鈔記未_レ考_ニ記名及卷數

右一部唐京師西明寺大慈律師述。

としているし、慧堅撰「律苑僧宝伝」卷五の大慈律師伝にも師嘗撰_ニ事鈔記如干巻、自_ニ唐李_一至_ニ趙宋_一有_レ解_ニ事鈔_一者凡六十家_ニ。師其始也。

贊日、事鈔一出、而歴代貴_レ之不_ニ翹若_ニ木難珊瑚_ニ故解者多至_ニ六十家_ニ。而慈師為_ニ之首_ニ。其於_レ毘_ニ贊祖教_ニ功茂矣。或日、光明仁師亦作_ニ鈔記_ニ而今以_ニ大慈_ニ為_レ始何也。予日、按_ニ旧記_ニ仁師不_レ在_ニ六十家之數_ニ。而大慈居_ニ其首_ニ。今故遵_レ之。日、旧記何特逸_ニ仁師乎。不_ニ特仁師_ニ如_ニ雲門澈公_ニ著_ニ引源記_ニ亦逸_レ之。是知所_レ列止_ニ六十人_ニ。此姑就_ニ其所_ニ知而記_レ之也。⁽³⁾

といつて、行事鈔の註解者は六十家の多きを数えるが、それは慈師が始めであるとする旧記の説に従つたまでであるといつている。

しかしこの大慈律師に関する具体的な伝記は見当らない。贊寧も道宣親度の弟子であるといい、「宋高僧伝」卷十四にみえる靈寧(?)伝では、乾封(六六六—六六七)年中に、西明寺において道宣の法席に預つた靈寧が、文綱や大慈に親近したと伝えており、

推_ニ究造_ニ義章_ニ之始_ニ、唯慈與_レ寧也。⁽⁴⁾

といつてあるから、大慈こそ道宣の律学に精通した第一人者であつたことが知られるし、前述の旧記の説もうなづける。

また凝然の説に基づいたといわれる重慶著「伝律図源解集」上にも、

宣徳^レ登^ニ戒壇^ニ及^レ當^ニ泥日^ニ、其間受法伝教弟子可^ニ千百人^ニ、其親度⁽⁵⁾日^ニ大慈律師^ニ。

といつてゐるから、大慈を重視して、いたことも分るし、必ずや道宣の律学が大慈の忠実な註釈を通じて弘通したことであらし、贊寧が言うように、義章を造る始めは大慈とみるべきであろう。因みに唐の高宗の勅によつて、顯慶三年（六五八）祇園精舎の結構に模して開創された義学の渕叢、長安の西明寺は武帝の廢仏の際に破却されている。

〔註〕

- (1) 大正藏卷七四、一六頁下
- (2) 大日本統藏經第一輯第七〇套第一冊
- (3) 大日本佛教全書卷一〇五、五四頁
- (4) 大正藏卷五〇、七九五頁上
- (5) 大日本佛教全書卷一〇五、二四頁

(2) 唐玉泉寺恒景律師

「唐大和上東征傳」には、荊州南泉寺弘景律師といい、「宋高僧伝」卷五には、唐荊州玉泉寺恒景として伝を掲げている。また「律苑僧宝伝」卷五では、唐竜興寺恒景律師伝とあり、諸伝一致しないため、いまは「宋高僧伝」に従う。

恒景⁽¹⁾（六三四—七一二）は始め道宣親度の文綱律師について

律を学び、のち玉泉寺に入り、智者大師を追つて止觀門を章安⁽²⁾から受け、つねに法華經を誦していた。某年中、道宣律師に従つて具戒を増受し、証聖元年（六九五）、勅を奉じて實叉難陀と共に華嚴經を誦出し、則天（六八四—七〇五）より中宗（六八四—七一〇）に至る間に、三たび詔されて入内供養し、受戒の師となつてゐる。伝法の上首に鑑真和尚等数名がいるほどの大善知識として、雄名を走せていたことが窺われる。

恒景は律を講ずること百遍に及んだという。律僧として、また天台学者としてのかれの真価は、「撰正法論」七卷・「仏性論」二卷・「順了義論」二卷の著述があることによつて立証される。したがつてかれの著「行事鈔記」は、天台圓教の理をもつて解釈したものであることが推測できる。

〔註〕

- (1) 仏祖統紀卷十・三国仏法伝通縁起・律宗綱要には「弘景」とあるが、宋高僧伝卷五には「恒景」とあるから、「恒景」が正しいのであろう。

(2) 国訳一切經史伝部十二（「宋高僧伝」卷五）七五頁の脚注四に「章安の弟子道素について学ぶ。仏祖統紀卷一〇に章安に学ぶとあるは誤り」という。

(3) 六學僧伝卷二十三、恒景伝には「順多義論」二卷とある。（大日本統藏經第一輯第二編乙・第六套第五冊・四二〇頁）

(3) 唐荊州曇勝律師

「律苑僧宝伝」卷五の曇勝伝によると、道宣の門人で、受

戒の後、律藏を研究して蘊奥に達したというから、道宣より親しく行事鈔を学び、その成果が「当陽記」となって現われた。かれの居住地が荊州（湖北江陵県）であり、その著を「当陽記」というから、かれは荊州北方の当陽山（湖北宜昌県）で講律授戒に努めていたと思われる。その時期は恐らく上元中（六七四—六七五）で、禪門の神秀（+七〇六）が当陽山度門寺で道俗を接化していた頃に当ることは、同門律師の伝からも推察することができる。

(4) 唐 融濟律師
融濟は蒲州（山西蒲県）崇福寺の律僧で、「律苑僧宝伝」卷五の簡単な伝以外には独立の伝はみられない。ただ「宋高僧伝」卷十四、玄儼伝に、

迨_ニ於弱冠_ニ乃從_ニ光州岸師_ニ謁_ニ受具戒_ニ。後乃遊_ニ詣_ニ上京_ニ。採_ニ蹟律範_ニ。遇崇福意律師并融濟律師、皆名_ニ匠_ニ一方_ニ。南山上足_ニ咸能昇_ニ堂_ニ賭_ニ奧_ニ。

とあるから、道岸（六五四—七一七）の同時代で、道宣門下の上足であつたことは明らかである。かれの門より玄儼（六七五—七四二）・鑑真（六八八—七六三）の二大竜象が輩出していることをみても、融濟の学徳がいかに偉大であったかが知らぬよう。鑑真是融濟から道宣の「四分律行事鈔」・「四分律刪補隨機羯磨疏」・「四分律輕重儀」等を学んだというから、融濟は道宣の律學のすべてに精通して、蒲州で講律に努め「行

事鈔記」に全学殖を傾注したことと思う。

〔註〕

(1) 大正藏卷五〇・七九五頁中

(2) 三国仏法伝通縁起下（大日本佛教全書卷一〇一、二七頁）

(5) 唐 道深律師

「律苑僧宝伝」卷五に簡単な伝がある。それによると、道宣の弟子として戒律の深義を体得し、遠く泉州（福建晉江県）の地まで教線を開いて講律授戒に活躍した。かれの著「行事鈔記」が重視されたというから、泉州教團における律学の指南書として引用されたことが知られる。

(6) 唐 崇福律師

「律苑僧宝伝」卷五に崇福の伝がある。それによると崇福は、道宣の門弟で、受具の後、博く宗教を究めたが、就中、行事鈔に精通していた。伝では湖州（浙江吳県）で弘律に努めたとするが、かれの著書名の「行事鈔西河記」から推察すると、「西河」とは山西省汾陽県の地名であり、それが唐の上元初め（六七四）、即ち道宣寂後七年に西河県と改められた処である。したがつて崇福がこの西河の地で門弟に行事鈔を講じ、弘律活動に専念して得た成果が著書となつたもので、その撰述時期は上元元年以後のことと思われる。なおかれの弘律活動は西河より湖州の地に展開したことが、伝から読みとることが可能である。義天錄⁽¹⁾はかれに「律鈔科約」四卷・「律鈔

「義記」五巻の両著があつたことを伝えている。

〔註〕

(1) 新編諸宗教藏総録卷第二(大正藏卷五〇、一一七三頁下)

(7) 唐崇聖寺靈尊律師

靈尊⁽¹⁾伝は「宋高僧伝」卷十四、「僧伝排韻」卷九六、「律苑

僧宝伝」卷五にみえる。この三伝の内容は大体同一内容を伝えている。伝によると乾封年中(六六六—六六七)、長安西明寺において道宣の法席に預り、或は法益を求めようとして文綱(六三六—七一七)や大慈に親しんだ。後進の者が道宣の意を失うことを懼れ、道宣の講義を収采して「記」(四分律刪補鈔決四卷又は二卷)を著わして、道宣の「刪補鈔」を註釈した。「諸宗章疏錄」卷一によると、かれは「輕重訣」三巻の著があったといふ。⁽²⁾「律苑僧宝伝」卷五靈尊傳では、かれの二著(記一篇・輕重訣)が「並行⁽³⁾千世」⁽⁴⁾というが、それは「宋高僧伝」卷十四が、

若然者推究造義章之始、唯慈^ニ尊也。⁽⁴⁾

というように、始めての行事鈔の註釈であつた為に、当時の教団で依用されたことは事実であろう。

またかれの弘律活動は長安の崇聖寺と、「律宗新学名句」が伝える「湖州」との両處で行われたようで、道宣教学の南下の模様が知られる。

〔註〕
(1) 宋高僧伝卷十四では、「唐京師崇聖寺聖靈尊伝」とする。

(2) 国訳一切經(宋高僧伝卷十四、靈尊傳)二八五頁の註五。

(3) 大日本佛教全書卷一〇五・五九頁。

(4) 大正藏卷五〇・七九五頁上。

(8) 唐 智海律師

「律苑僧宝伝」卷五に智海の伝がある。かれはそれによると道宣門下で「行事鈔記」の著があり、湖州(浙江吳興県)地方における南山律宗系の学者として活躍したことが知られる。

(9) 唐 法琳律師

「律苑僧宝伝」卷五に法琳の簡単な伝がある。凝然も「律宗瓊鑑章」に道宣の門人として法琳の名を列ねているから、湖州における行事鈔の研究家として南山律の伝承に努めた一人で、「行事鈔記」の著述があるほどの学者であつたことは認められよう。

(二) 周律師門下

周律師門下の行事鈔研究者として十六名を挙げることができるが、その中心的存在である周律師とは一体どのような人物であったろうか。かれに関する伝記は「律苑僧宝伝」卷五がのべるきわめて簡単なものしか見られない。いまその全文を示すとつぎの通りである。即ち

周律師者、未詳姓字生縁。激照大師嫡子也。游刃律教。義解超
越。後據大利、闡揚宗旨、廣化四方。一時之豪賢、莫不欽
仰。嗣法門人甚多。日道恒、日志明、日智蟾、日法儼、日
法興、日志相、日清法、日惟倩、日義威、日大覺等。皆能
表表模範一世云。

というのみで、何處で活躍し、どうゆう経歴の持主か一切不明である。宇井博士は「南山宗第二祖は周秀で、礼興律師に受戒し、毘尼を学んだが、後道宣に従う十六年、智首の疏を本として数家を陶練し、凡てを窮め、七十才で寂した。⁽¹⁾」といつてある。「律宗瓊鑑章」では、道宣の弟子として文綱・名格・弘濟・道岸・周・皎・一・深・智海・琳・曇勝・融・濟・崇福・鏡源・靈萼・秀等をあげて、

普是南山大師門人。略列少分也。厥中周律師為第二祖也。
といつて、南山律宗の第二祖に数えている。この点は「伝律
図源解集」上においても同様である。

さて、前掲の「律苑僧宝伝」卷五の周律師伝中に挙げてい
る者は、表示した十六名の中、義宣・慧超・弁常を除いた十
三師だけであるから、この三名は別系統に入れるべきかとも
考えられる。しかし「律苑僧宝伝」に掲げている三師につい
て、義宣には「請業于周律師之門」とい、慧超伝には
「法嗣周律師」とい、弁常伝には「伝法于周律師」と
いうから、周律師系の門人とみなすべきであろう。凝然は

「律宗瓊鑑章」の中で、

第三祖蘇州道恒律師、作記十卷。彼同門有志明律師_{古今記主}、智蟾
律師_{円成記}_{十卷}、法儼律師_{富陽記}_{十卷}、法興律師_{支硎記主}、曇一律師_{發正記}_{十卷}、志相
律師_{会昌記主}、清法律師_{閩西記}_{十卷}、惟請律師_{集正記主}、義超律師_{折中記}_{十卷}、辨常律師
{作記}{六卷}、惠超律師_{作記}_{四卷}、大覺律師_{鈔批十}、玄儼律師_{輔篇記}_{十卷}、義威律師_{靈記}_山
朗然律師_{慈和記主}並是隨周律師受學戒律、研究精詳。作記釈鈔者

也。

といって、十六名を周律師系統として認めている。

周律師門下で生卒年代の明らかな者は、玄儼（六七五—七四二）・曇一（六九二—七七一）・朗然（七二四—七七七）の三名であり、他の十三名は定かでない。だが、かれらの活躍した時期を推定すれば、安史の乱（七五五—七六三の九年に及ぶ）後の混乱期ともいえる七世紀後半より八世紀中葉にかけての頃と思われる。そして潤州（江蘇鎮江県）を中心に四分律及び行事鈔の研究が盛行しているが、その展開した地域を示すと、大凡そつぎの諸都市をあげることができる。

まず江蘇省では潤州（鎮江県）・晉陵（武進県）・支硎山（吳県）・広陵（江都県）・浙江省では越州（紹興県）・信安（衢県）・会稽（紹興県）・杭州（余杭郡）、湖北省では当陽（当陽県）、山東省では閔要鎮（費県）、陝西省では長安（長安県）と、広範な地域に教線は展開している。

以下周律師門下の弘律活動を考察しよう。

〔註〕

(1) 支那仏教史一八五頁以下

(1) 唐開元寺道恒律師

道恒の伝は審かでなく、わずかに「律苑僧宝伝」卷五が伝えるのみである。それによると、

得法干周律師。師実灝照大師之嫡孫也。

という。かれの弘律活動の時期は定かでないが、弟子たちの伝から推察して、大体八世紀の前半であると思われる。かれが蘇州開元寺で律の権威者として宗乘を挙揚するや、名声朝野に振い、四方の学徒が翕然として来歸したというから、かれの学徳のほどが知られよう。かれの指導のもとに戒律の蘊奥を究めて、それぞれ業績を発表した者に、省躬・志鴻・常進・乾素・曇慶・曇清・清徹・智瓘等、諍々たる人物がおり、いずれも六十家の一に数えられている。この一事からみても、道恒の蘇州開元寺における律学がいかにすぐれたものであつたかが窺えるのである。道恒には「行事鈔記」十巻があつたと諸伝は記しているが、現存しないため、その内容は知ることができない。

(2) 唐 志明律師

志明の伝も「律苑僧宝伝」卷五が簡単にのべているが、何時・何處で活躍したかその経歴は定かでない。ともあれ周律師系の律師として「行事鈔今古記」十巻の著があり、それが

当時の仏教界で貴ばれたというから、道宣教学のよき後継者として、教界に重きをなしていたことは事実であろう。

(3) 唐 智蟾律師

「律苑僧宝伝」卷五に智蟾が周律師の門下であることを簡単に伝えるのみで、志明と同じく経歴は定かでない。かれには行事鈔を細かく章節に分けて註釈した「圓成記」十巻の著があつたというから、周律師門下の行事鈔研究の在り方の一端を示すものとして理解すべきであろう。

(4) 唐 法儼律師

法儼の伝も周律師の門人として「律苑僧宝伝」卷五にみえるが、前者同様、詳細なことは定かでない。ただかれが浙江杭州府の富陽における行事鈔の研究家として、「富陽記」十巻を著わしたことしか明らかでない。

(5) 唐 法興律師

法興の伝も「律苑僧宝伝」卷五に周律師の門人として簡単な伝が見えるのみである。法興と同名者の伝を「宋高僧伝」卷二十七の興福篇に、「唐五台山仏光寺法興伝」として掲げており、「六學僧伝」卷十・「僧伝排韻」卷二十五も同一の内容を伝えている。それによると法興は洛京の人で、法華・淨名の二經を習誦し、戒律軌儀を持して違犯なく、大和二年（八二八）に示寂すというのみで、行事鈔に関してはふれていなかから、この場合の法興は、ここで問題とする法興律師と

は別人であることは明らかである。

さて「律苑僧宝伝」が伝える法興とは、蘇州で講律に活躍した律僧であつて、江蘇吳縣の西南にある支硎山で行事鈔を研究し、その註釈「支硎記」を著わした人物である。

因みに「宋高僧伝」卷二十七に「唐蘇州支硎山道遵（七一四一七八四）伝」があり、道遵が行事鈔六十家の一人である周律師系の杭州禪定寺義威律師から、開元二十一年（七三三）に具足戒を受け、さらに「事報恩寺興大師、首宗毘尼伝教⁽¹⁾」といつてある記事がある。この報恩寺は支硎山にある古刹であつて、興大師とは恐らく法興をさしていると思われる。かれがこの支硎山報恩寺で行事鈔の研究や講律に専念していく、自己の著述に講律の地名を冠して「行事鈔支硎記」とよんだと解しても誤りではなかろう。

〔註〕

(1) 大正藏卷五〇、八七九頁上。

(6) 唐開元寺曇一律師

陝西省韓城縣出身の曇一（六九二—七七一）の伝は、「宋高僧伝」卷十四、「全唐文」卷五一〇、「唐文粹」卷六二の「越前開元寺律和尚塔碑銘并序」、「六學僧伝」卷五、「律苑僧宝伝」卷六等にみえる。

曇一は少年の頃から学業に励み、十五才で「詩經」・「礼記」を習い、十六才で経論の講義を一回聴いたのみで、生死

の憂樂を超越したという神童であった。景龍中（七〇七—七一〇）に出家受具し、「四分律行事鈔」を當陽（湖北當陽縣）にいた曇勝律師（六十家の二）より学んだ。その精進ぶりを僧伝は「鑽^レ木見^レ煙、窺^レ牆觀^レ奥⁽¹⁾」と巧みに形容している。

曇一の仏教学に対する情熱は次第に深さをまし、開元五年（七一七）に長安に行き、毘尼藏・唯識・俱舍を学び、安國寺に止住していた善無畏（六三七—七三五）から菩薩戒を受けるなど、仏教の基礎学や、外来三藏より密教とそれに基づく戒学を学ぶ機会をえたのであった。また開元の始めごろ、東塔宗祖懷素の門人法慎（六六六—七四八）から懷素の「四分律疏」を学び、多くの弟子の中でも上首の筆頭に名が列なるほど、東塔宗系の律学に精通したのである。このことからみて、曇一は道宣の南山律のみならず、法慎を通じて東塔宗系の律学にも通じていたことは明らかである。その上、かれの中国古典を涉獵する態度は「漁^ニ獵^ニ百氏、囊^ニ括^ニ六籍⁽²⁾」といふから、その戒律解釈はおそらく中国の伝統思想に立脚した理解がなされたものと思われる。勤勉な曇一の人となりは、中央・地方の要人に聞え、丞相燕国公張説・広平の宋璟・尚書蘇環・充國の陸象先・秘書監賀知章・宣州の涇県の令万斎融等は、みな曇一と師友の関係を結んだという。このことがやがて僧統就任へとつながることは必然である。かれの僧統就任は安史の乱後の混乱期であった至徳（七五六—七五八）の間であ

り、仏教界も「縉徒慢法罕率^ニ經教⁽³⁾」という頽廢ぶりであった。このとき唐の国相・王公らが越を鎮圧したのを機に、曇一を起用して仏教界統率のために、同地の僧統に推挙したことを見伝は伝えている。してみれば僧統といつても、それは会稽地方の僧官にすぎなかつたのである。

丁度その頃、即ち至徳二年（七五七）に、華嚴宗の澄觀（七八一八三九）は、曇一より南山律を学び、乾元中（七五八一七五九）に相部律を学んでいる。そして自著の「華嚴經疏演義鈔」卷五に、東塔宗祖懷素の言葉を引用しながら華嚴教学を説明しているが、このことは澄觀が相部・南山・東塔の三宗の律学を学びながらも、懷素—法慎—曇一と伝承する東塔語っている。また曇一自身も行事鈔を二十遍も講じていて、南宗の律学が、華嚴教学の中に巧みに受容されていたことを物語ついている。また曇一自身も行事鈔を二十遍も講じていて、南宗系の学者のようにみえるが、本質は前述のように東塔宗に傾いていたとみるべきであろう。

さて僧伝は、曇一の弘律活動を説明して、

一声振_ニ京華、道高_ニ異会。布_ニ大慈_ニ以_レ攝_レ衆修_ニ万行_ニ以_レ表_レ儀。

順_ニ風問_ニ道者、擊_ニ肩摩。函丈請_ニ益者、波委雲萃。虛受之量隨而演說。故前後講_ニ四分律三十五遍、刪補鈔二十余遍焉。江淮釈子受_ニ木叉_ニ者、非_ニ一登壇即不_ニ為_ニ得法。從持_ニ僧律、蓋度人十萬計矣。

といつてゐるが、このことはかれが会稽の地において、戒律

の権威者として絶大な名声を博していたことを示すものであり、やがてかれが開元二十六年（七三八）に、会稽の開元寺主として迎えられるゆえんでもあつたのである。曇一の学徳を慕つて集まつた弟子は三千人、門人は八万人にも及んだといふ。それらの中には、越州妙善寺常照・建法寺法源・湖州竜興寺神玩・宣州隱靜寺道昂・杭州竜興寺義賓・台州國清寺湛然・蘇州開元寺弁秀・潤州棲霞寺昭亮・常州竜興寺法俊等の諍々たる高僧が名を列ねている。

曇一は「行事鈔発正記」十巻を著わしたが、それは曇一伝⁽⁵⁾がいうように、大亮律師から伝授した律学に基づいているのである。大亮の律学は法礪律師（五六九—六三五）が諸説を折衷して著わしたという「四分律疏」・「羯磨疏」に依つていて、ことは贊寧がすでに明言している。曇一がこの法礪疏に基づいて道宣の「行事鈔」を検討した結果、詳略同異が認められたので、

明_ニ兩宗之躊駭、發_ニ五部之鈞鍵⁽⁶⁾。

くために、「四分律発正義記」十巻を著わしたといつてゐる。贊寧はこの著の後学に及ぼした影響の大きかつたことにふれて、

後學開悟、夜行得_ニ燭。前疑泮_ニ冰、陽和解_ニ冰。仏日昭晰_ニ而再中、法棟崢嶸、以_ニ高峙⁽⁷⁾。

といつてゐる。行事鈔六十家の一人である贊寧自身も、

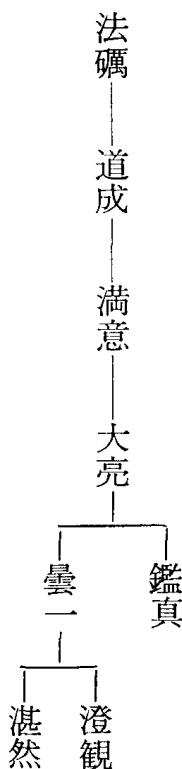
発正記中斥^ニ破南山、持犯中可^レ見也。⁽⁸⁾

(9) 同 七〇頁

といつていることからも明らかのように、曇一は相部宗挙揚のために「発正記」を著わしたことは明らかである。凝然も

一公弘^ニ相部南山両宗律法。故於^ニ事鈔^ニ造^ニ発正記。相部律宗如^レ此弘毅。

といつてあるから、曇一の学系は南山宗第二祖の周律師に学びながらも、相部宗系の律学の影響が強かつたことは明白である。因みに「伝律図源解集」⁽⁹⁾は、曇一の律の系統をつぎのように図示している。



[註]

- (1) 大正藏卷五〇・七九六頁中
- (2) 同 卷五〇・七九八頁中
- (3) 同 卷五〇・七九八頁下
- (4) 同 卷五〇・七九八頁中・下
- (5) 曙一伝に「泊^ニ隋朝相部礪律師^ニ作^ニ疏十卷。西京崇福寺^ニ滿意^レ律師盛伝^ニ此疏^ニ付^ニ授亮律師^ニ其所^ニ伝授^ニ一一依^ニ礪律師疏^ニ」
(大正五〇・七九八頁中)とある。
- (6) 大正藏卷五〇・七九八頁中
- (7) 同上
- (8) 大日本佛教全書卷一〇五・三四頁

〔7〕 唐 志相律師
「律苑僧宝伝」卷六に志相の簡単な傳がある。それによると出身地や、その人となりは一切不明であるが、周律師門下として戒律研究に専念し、行事鈔を註釈した「会正記」の著者であることしか明らかでない。

(8) 唐 清法律師

清法も前者同様「律苑僧宝伝」卷六に簡単な傳があるのみ。周律師門下の神足といわれ、行事鈔の深要を会得したという。講律の余暇に行事鈔を註釈した「閑要記」十卷を著わした。「閑要記」という書名から推察するに、かれは山東費県西南の閑要鎮で弘律に活躍した律僧ではないかと思われる。

(9) 唐 惟倩律師

惟倩の伝も前者同様「律苑僧宝伝」卷六に簡単な傳がある。周律師門下で潤州（江蘇鎮江県）に住し、「四分律」の蘊奥を究めたいというから、かれの行事鈔を註釈した「集正記」は、道宣の四分分通大乘の思想がよく反映されていたものと思われる。

(10) 唐興寧寺義宣律師

義宣の伝は「宋高僧伝」卷十五、「律苑僧宝伝」卷六、「六學僧伝」卷二十等にみえる。伝によると義宣は、晉陵（江蘇武進県）出身で、受具の後、戒律研究に専念し、仏教学や儒・

老等の古典にも精通した。天宝の初め（七四二）、揚州の法慎

律師（六六六—七四八）が懷素の東塔宗の律学を淮甸二水の間に宣揚しているのを聞いてこれに従い、よくその教義に通じたので、同僚はこぞってかれに従うようになり、法慎も後生畏るべし、ともらしたと伝えている。

義宣は道宣の行事鈔を講ずると共に、業を周律師より受け、疑念を明らかにして「行事鈔折中記」六巻を著わした。

「律苑僧宝伝」には「折中記」の書名の由来について、

蓋折中者、折_ニ慊融濟・靈寧・曇勝諸師之非、而中_ニ我之是_{一也}。⁽¹⁾

といつてあるし、「宋高僧伝」にも

蓋慊_ニ融濟・寧_ニ・勝諸師有_ニ所_ニ紕謬_ニ故也。使_ニ是非各尽_ニ其分、人免_ニ拋_ニ宗而阿比_ニ。從此立_ニ稱耳。⁽²⁾

といつてあるから、義宣は自分の著述こそ中正なものである

という自信に満ちていたことが窺える。また「宋高僧伝」卷

十四、法慎伝によると、義宣は東塔宗の律学の権威である法慎の弟子中でも、上首十三名の中に名を列ねていることや、「折中記」が前述のように融濟・靈寧・曇勝など道宣門下の非を折慊した⁽³⁾というから、義宣の律学は東塔宗の伝統に立脚していたことは否定できない。

また法慎門下より会稽の曇一・閩川の懷一・慶雲の靈一が出たように、かれが止住する常州（江蘇省）の地は、多くの名士を輩出した処として有名で、慧宣・徳宣・義宣の三宣が出

たことは江表の美談であるといつてい。（4）

〔註〕

(1) 大日本佛教全書卷一〇五、一九六頁。

(2) 大正藏卷五〇・八〇〇頁中。

(3) 同 七九六頁下、八〇〇頁中。

(4) 同 八〇〇頁中。

※ 「行事鈔諸家記標目」は「義超」とす。

(11) 唐 弁常律師

「律苑僧宝伝」卷六に弁常の簡単な伝がある。伝によると、杭州（浙江省）における周律師の門下であるが、出身地やその他の経歴は定かでない。ただ律部を研究し、止作開制の旨に通じており、行事鈔を註釈した「記」七巻を著わしたことを行ふのみである。

(12) 唐 慧超律師

慧超の伝も前者同様「律苑僧宝伝」卷六に簡単な伝がある。周律師門下の中でも抜群の秀才で、行事鈔に精通して深義を体得した立場から、行事鈔を註釈した「記」若干巻を著わしたことを行ふのみである。

(13) 唐 大覺律師

大覺の伝は「律苑僧宝伝」卷六にみえるが、出身地や経歴等に関しては言及していない。ただ他の律師と同じく、深く律部を研究し、杭州華嚴寺に律幢を建てて、そこで四方より

雲集した門弟に講律し、太極元年(七一二)に「四分律行事鈔批」十四巻を著わしたということしか明らかでない。かれの著「四分律行事鈔批」は大日本統藏經⁽¹⁾に収録されているから、かれの講律の内容を知ることができる。

それは道宣が行事鈔を上中下の三巻に分け、さらにそれを三十篇に分類したものと十四巻に収め、各巻を本・末の二巻に分けて計二十八巻としている。巻首に「四分律鈔講前加行方便卷第一」とあるから、二度の講義を筆録したことが知られるし、さらに「江東杭州華嚴寺沙門大覺撰」とあるが、第十四巻の終りに、

唐大極元年夏五月十二日、於西京大莊嚴寺、略出義批、用臨機、不省虛庸、輒茲抄鈔。

とあるから、華嚴寺は筆録した場所を示したものと理解してよいであろう。このことは「行事鈔諸家標目」では「四分律鈔批一作華嚴記十四巻」といっていることによつて立証される。

さて、「四分律行事鈔批」の論述の次第であるが、道宣が行事鈔の序文で上中下三巻の大綱をのべ、さらに以十門例括、方鏡曉遠詮。

といつて、十門に分類しているのに対し、大覺は六門に分類している。それを表示すると次の通りである。

右のように大覺は巻第一本において六門分別を説き、続いて道宣の序の初めの部分を解釈している。第一末は三十篇をて道宣の序の初めの部分を解釈している。第一末は三十篇を標僧數非辨 戒網受師儀 安恣篇隨犯
六衣四鉢治 陀像設俗客 痘雜沙尼部
の偈の形式で示し、続いて道宣が序中でのべた十門の義を逐次解釈している。そしてこれに續いて「行事鈔」の「標宗顯徳篇第一」を一句づつ逐次解釈し、戒法・戒体・戒行まで及んでいる。巻第二本は隨文判釈として、第一釈序より始め、第二略釈三十篇名、第三釈十門に及び、巻第三本の前半で十門の重釈が終り、再度「標宗顯徳篇第一」の全文の註釈を行つてはいる。巻第三末より「集僧通局篇第二」に入り、此の篇の來意をのべてから「行事鈔」の本文に従つて逐語釈を行な

道宣「行事鈔」				大覺「行事鈔批」			
1	序教興意	1	教起所因				
2	制教輕重意	2	結集所由				
3	對事約教判處意	3	分部時節				
4	用諸部文意	4	律本翻訳時代不同				
5	文義決通意	5	釈詮宗各異并辨題目				
6	教所詮意	6	判文解釈				
7	道俗七部立教通局意	7					
8	僧尼二部行事通塞意	8					
9	下三衆隨行異同意	9					
10	引用正文去濫伝真科酌意	10					

い、卷第十四末に及んで「行事鈔」の「諸部別行篇第三十」に至るまで註釈している。

さて、大覚は六門分別の第一門「教起所因」では、

攝濟群生、最初先制戒学者、戒為万善、初基仏法之寿命。故經云、依因此戒、得生諸禪定及滅苦智慧、若無此戒、諸善功德皆不得生。是以三乘學人、必由斯迹。

といって、戒学の重要性を強調し、仏成道後十二年に須提那子が制戒の始まりであるとし、一一の制戒も「皆招生十利功德」といって、広律制定の由来を説いている。

第二の「結集所由」では、仏入滅時における弟子たちの憂愁と、戒律否定の空氣があるのを察知した大迦葉は、

我等宜當結集法眼、無令法炬速疾磨滅、為未來世、當作照明。紹三寶種、使不斷絕。

といって、阿難を加えた五百比丘衆による毘尼藏の結集を行つたと説いている。

第三の「分部時節」では、仏滅後一百年間五師（摩訶迦葉—阿難—未田地—商那和修—優波鞠多）が法蔵を次第に伝授したことをのべ、つぎに五部二十部の分裂を説く。まず「遺教三昧經」の伝える五部（①薩婆多部著絆②曇無德部著絆③迦葉遺部著木④弥沙塞部著青⑤摩訶僧祇部著黃）や、「舍利弗問經」及び「大集經」の伝える五部もあげる。つぎに二十部の分裂を

「異部宗輪論」によつて、仏滅後百有余年より第四百年初にわ

たつて二十部に及ぶ分派の分裂をみるに至つたことを説き、

如是從上座部、離分成十一部。上來五部二十部中、今四分律、當三昧經疊無德部、舍利弗問經疊無屈多迦部、大集經疊摩鞠多部、又二十部法蔵部。

といつている。

第四の「律本翻訳時代不同」では

前雖戒法相伝、律本未至。或單羯磨、或別翻戒心。且被時機、未遑繁廣。後來三藏、方訳律文。西國五部、流暉此方。唯咸四郎。

といって、四大広律の訳者・訳時のをのべてている。

第五の「約藏教分齊」では四分律の教宗について説き、

諸師立宗旨者不少。敍教体者多家。統而言之、略有九家。……南山律師、用三輪為宗。

といって、道宣は神通輪・說法輪・憶念輪の三輪を用いて宗とするが、「今此戒學後輪収」といつていう。それは經中のべる所であつて、

前必現奇令信。信後說法。戒則不爾。約過則制。無待放光等六事。隨相事犯、即事易明。故曰三輪為宗。

といひ、さらに

若偏論此鈔宗旨、以法體行相四法為宗。

といつてゐる。そして「四分」の意義と「刪繁補闕行事鈔」ということばの意義を説明する。

第六の「隨文判釈」であるが、六門分別中、第六の「隨分

判決釈」を除いた五門に著者の戒律觀が示されていること

は、一見して明らかである。

上述の六門分別中、前五門に大覺の戒律に関する独自の見解が展開されている。

〔註〕
(1) 大日本統藏經第一輯第六十七卷第二冊

(4) 唐法華寺玄儼律師

玄儼(六七五—七四二)の詳細な伝は「宋高僧伝」卷十四にみえる。かれは聖証元年(六九四)に出家し、浙江会稽の若耶山懸溜寺に住し、弱冠に及んで光州(山東掖県)の道岸より受具の後長安で戒律を研究中、崇福寺の満意律師及び融濟律師に遇い、その指導によつて都で名声を得るに至つた。のち江左に遷り、専ら四分律を研究し「行事鈔輔篇記」⁽¹⁾十巻、「羯磨述章」⁽²⁾三篇を著わした。僧伝はこの著が「至今僧徒遠近伝写」と伝えているから、戒律研究上の重要な参考書として洛陽の紙価を高からしめたことが窺える。

さて玄儼は、越州(浙江紹興県)の法華寺に「建置戒壇、招集律行」して道俗教化や授戒に専念し、三十年間もこの寺から出なかつたというから、法華寺における戒律の振興は恬目すべきものがあつたと思われる。開元二十四年(七三六)玄宗は「御註金剛般若經」を天下に頒布して宣講させた際、玄儼は都督河南の元彦冲の請により講述した。その時の模様を僧

伝は、

遂闡揚幽贊允合天心。令盲者見日月之光、聾者聞雷霆之響。
儼之演暢蓋有^レ力焉。

と伝えている。かれの仏教々学の理解がいかに優れていたかが知られる。

玄儼の人徳を慕つて教を請うた政府高官の主な者について、僧伝はつぎのようになべてゐる。

潞州刺史徐嶠、工部尚書徐安貞、咸以^ニ宗室^ニ設^ニ道友之礼。國子司業康希銑、太子賓客賀知章、朝散大夫杭州臨安縣令朱元晉、亦以^ニ鄉曲^ニ法朋之契。開元二十六載、恩制度人。採訪使潤州刺史齊澣、越州都督景誠、採訪盧見義、泗州刺史王弼、無^レ不^レ停^ニ旗淨境^ニ稟^レ承法訓。齊公乃方舟結乘。奉^ニ迎儼於丹陽余杭吳興諸郡^ニ令^ニ新度^ニ祚^ニ子躬授^ニ具戒。⁽³⁾

ここに名を列ねる政府高官たちは、潞州(河南省)・泗州(安徽省)・丹陽(江蘇省)・吳興・余杭・越州(浙江省)等に勢力をもつ門閥貴族たちであり、かれらの信望と経済的援助を背景に、越州の法華寺を中心として、玄儼の授戒と講律教化は、民衆をしてよく仏教信仰に皈せしめたのであって、広陵(江蘇江都県東北)から信安(浙江衢県)に及ぶ地方千里の間、道俗の法を受ける者は一万人を越したといつてゐる。

著名な門人に法華寺の曇俊・崇默、竜興寺の崇一、開元寺の智符、称心寺の崇義、香嚴寺の懷節、宝林寺の洪霈、覓引

寺の灌頂等がいる。その他三千の門人、五百の弟子が般若の深法を受け、毘尼の密行を受けたというから、玄奘の弘律活動によつて南山律は、越州教団を中心に広範囲な地域に影響力を及ぼしていたことが知られる。

〔註〕

(1) 玄奘の著「行事鈔輔篇記」については表示したように、①義天錄は六卷、②律宗瓊鑑章・律宗新學名句・行事鈔諸家記標目・律苑僧宝伝などは十卷とする。

(2)・(3) 大正藏經卷五〇・七九五頁中下

(15) 唐禪定寺義威律師

「律苑僧宝伝」卷八に義威の簡単な伝がある。かれも周律師の門人として西京禪定寺で講律をもつて聞え、学徒が四遠より参じて義威の講席に列した。このときの講律内容が「行事鈔靈山記」であろう。

国都長安が唐代に西京と呼ばれたのは、上元年間(六七四一六七五)と天宝年間(七四二—七五五)⁽¹⁾の二回であるから、義威が禪定寺で活躍していた年代は、他の律師の伝と関連して推定すれば天宝の始め頃とみてよいであろう。しかして義威の著書名の「靈山」は地名を採つたことは確かで、地理的に長安に近い場所として指摘できるものは、①河南淇県西北三十里、②河南羅山県西南一百二十里、③安徽廣德県南七十里、④浙江龍游県南四十里の四箇処⁽²⁾が一応考えられるが、決

定することはできない。

〔註〕

(1) 諸橋轍次「大漢和辭典」卷十・二八六頁の「西京」の項を参考照。

(2) 商務印書館刊行「中國古今地名大辭典」一三九六頁の「靈山」の項を参照。

(16) 唐招隱寺朗然律師

朗然(七二四—七七七)の伝は「宋高僧伝」卷十五及び「律苑僧宝伝」卷六にみえる。それによると、開元中(七一三—七四二)に出家し、天宝の始め(七四二)に、道岸律師の弟子で法華經の受持者であった杭州華嚴寺の道光律師(六八二—七六〇)に受具してのち、靈隱寺の遠法師から行事鈔を学び、さらに曇一より諸部の精要を学んだという。

肅宗の至徳二年(七五七)、恩命により慈和寺に住し、上元中(七六〇—七六二)刺史韋儇の請により招隱寺の統領となつた。僧伝は

即以其年講授之暇著古今決十卷。解釈四分律鈔⁽¹⁾

といつて、著作は上元中とみている。そして「古今決」は數十方言、繁雜義例、條貫甚明、大行於世。⁽²⁾と伝えている。「宋高僧伝」の著者贊寧は実際に「古今決」をみており、それは

先列古人之義、有所不_レ安、則判_ニ斷之。故号_レ決也。決中自序、

初依天竺威律師學習。復從遠・(曇)二師也。凡戒壇則二

十六登、皆為壇席之主。律鈔凡二十八過講。⁽³⁾

(3) 同 八〇〇頁上。

といつてゐるよう、古人の義を列ねて納得できないところがあれば、これを判断したものであつたから、行事鈔研究者にとつては好箇の参考書であつたといえよう。

その人となりについては、

有饋遺者、隨豐薄受而転施悲信二田。⁽⁴⁾

といい、教理を理解する態度は「披文究義」という綿密な学究者であった。高行の弟子に清浩・撰言があり、請益の弟子に御史中丞洪府觀察使韋儂・吏部員外李華・潤州刺史韓賁・湖州刺史韋損・御史大夫劉暹・潤州刺史樊冕があり、みな心から皈依し信奉したという。

朗然の著「行事鈔古今決」十卷について、「律學新學名句」と、凝然の「律宗瓊鑑章」はともに「慈和記」とよび、戒月の「行事鈔諸家記標目」もそれにならつて、「一作慈和記」といつているから、この「古今決」は、前述のように至徳二年(七五七)から上元年間(七六〇—七六一)にかけて、勅命によつて住持した「慈和寺」において執筆したものであると理解すべきであろう。

[註]

(1) 大正藏卷五〇・七九九頁下。

(2) 同 七九九頁下—八〇〇頁上。

(未完)